

取締役の会社に対する責任事例に関する若干の考察

——株主代表訴訟の観点から——

加 藤 一 昶

一 昭和二五年改正前の商法においては、株式会社の取締役に対し会社が訴えを提起すべきであるにもかかわらず、これをしないときには株主総会において会社が訴えを提起すべきことを決議し(二六七条)、それが否決されたときは、一〇分の一以上の株式を有する株主は、監査役に対し訴えの提起を請求することができることとなっていたが(二六八条)、株主が自ら会社のために訴えを提起することは認められていなかった。

ところが、昭和二五年の商法改正によりアメリカ法の株主代表訴訟の制度にならって、個々の株主にその権利が認められた(二六七条―二六八条の三)。

しかし、株主がこの訴訟で勝訴した場合にも、それによって得た利益はすべて会社に帰属し、弁護士費用は会社に、訴訟費用は被告にそれぞれ請求できるが、株主としては直接の利益はなく、反面、敗訴すれば、弁護士費用も、訴訟費用―諸外国に比し高額であるとの批判がある―もすべて自ら負担しなければならぬこともあって、必ずしも、株

主がその権利を容易に行使しうるものではなかった。

そこで、平成五年の商法改正により、株主代表訴訟の実際上の効果ある運用を期するため「訴訟ノ目的ノ価額ノ算定ニ付テハ財産権上ノ請求ニ非ザル請求ニ係ル訴ト看做ス」とした(二六七条四項)。これにより、その訴訟の目的の価額は九五万円とみなされ(民事訴訟費用等に関する法律四条二項)、申立ての手数料は八二〇〇円となった(同法三条一項)。もつとも、この改正前でも、株主代表訴訟は、株主に認められた会社業務監督権の行使であり、前述のように勝訴してもその株主が直接利益を受けるわけではなく、会社に損害賠償金が支払われることによって株主の一員として間接的に利益にあずかるにすぎず、かつ、その利益は配当や株価の上昇等で必ずしも具体化するものではないので、その株主が受ける利益を具体的に算定することは困難であるとして、非財産的利益の請求に準じてその訴訟は九五万円とすべきであるという考え方もあり(東京高判平五・三・三〇資料版商事法務一〇九号七〇頁)、その後、この見解は平成五年商法改正後の平成六年三月一〇日に最高裁により支持された(資料版商事法務一二二号一四九頁)。したがって、結果的には、手数料に関するかぎり、旧法のもとにおいても有力であった見解を確信的に改正したということができ⁽¹⁾る。

いずれにしても、手数料が微々たるものとなったことと、平成二年後のバブル経済の崩壊による企業の不祥事の表面化や、ゼネコン汚職等刑事事件の摘発に伴って、取締役の責任を追及するための方策として、株主代表訴訟が続出している。このような現状のもとにおいて、株主代表訴訟における、手続的な問題もさることながら、⁽²⁾どのような場合に責任が発生し、どのような金額の賠償を命ぜられることとなるのかが大きな関心事である。

二 一般的に、このような訴訟において、裁判所が取締役の責任等について、どのような判断をするかを予測することとはきわめて困難である。

裁判官が、正常に経営されている会社について経営上の判断に関係する訴訟等に触れることもきわめて稀であり（会社更生、破産等は企業の、いわば病理的現象であって、これらの事件についての経験が通常の企業における経営判断の是非に直ちに役立つものではない）、訴訟代理人となる弁護士も同様である。近時、弁護士が社外監査役として就任する例が多くなつてはいるが、弁護士全体からみれば僅かの数であり、またそれによって必ずしも経営についての専門的知識を得るほどになつていとも思われぬ。したがって、経営という、いわば総合的な判断を要する事柄⁽³⁾について法律家が事案を適切に判断するかどうかについては、いささかの懸念もある。また、取締役の会社に対する責任が問題となつた判例は、そう多くはないし、また事件ごとに事情が異なるので、これを類型化することが今後の予測をすることにどれほど役に立つかは分らないが、一つの試みとして、まず次のとおり分類して検討してみたい。

三 第一の類型は、取締役が法令に違反したときには損害賠償を負うことについて個別に明文の規定がある場合である。商法二六六条一項一号ないし四号の規定に抵触する場合がこれに当る。この類型では、取締役がそのような行為をしたかどうかという事実認定のみが問題となるのであって、その事実が認定されれば相当法令が適用され、責任が生ずることは当然である（もちろん、事実認定と法令の解釈には、それなりに問題があることもある）。

もつともこの類型の事案であれば、会社から（いわゆる大会社、中会社では監査役が会社を代表して）訴えを提起するのが当然であるから、株主代表訴訟の対象になることは少ないと思われる⁽⁴⁾。

第二の類型は、直接には損害賠償についての規定はないが、会社のために行った行為であるとしても、個別の法令規定に反し、しかも刑罰法規に触れるなど、きわめて違法性が強い場合である。

形式的には商法二六六条一項五号の「法令：ニ違反スル行為ヲ為シタルトキ」に該当するから、取締役が損害賠償

の責任を負うのは当然であると考えられるが、後に述べるように、なお若干の問題がある。

第三の類型は、取締役が個別の法令規定に反する行為をしたが、その違法性が軽微である場合である。

これも形式的には二六六条一項五号に当るが、会社の利益のために行ったもので、その違法性が軽微で公序良俗に反する程度に至らない場合で、結局、総合してみれば会社の利益になっているときに、取締役が損害責任を負わせる必要はないとも考えられるが、これについては、責任がないと考えるのか、損害がないと考えるのか、また、損害はあっても、利益によって相殺されると考えるのかという問題がある。また、違法性の軽微というのは何を基準にするのか、違法性と公序良俗とはどのように関連するののかという問題がある。

第四の類型は、個別の法令規定に反する点はないが、取締役の行為が一般的な規定である善管注意義務ないし忠実義務違反となる場合である。

公開会社においては、第一、第二類型の違法行為をすることはきわめて稀であり、また第三の類型の違法行為をすることもあまりないと思われるから、通常の経営においてしばしば問題となるのはこの第四の類型であろう。

たとえば、後に述べるような子会社・関連会社・取引先の救済、新規事業の開始などのほか既存事業の規模の拡大または縮小・撤退、新製品・新資源の開発のみならず日常の営業に伴う行為まで広範囲にわたると考えられる。

そこでは、善管注意義務の基準は、「合理的な企業人が払うべき注意義務」ということになるが、実際上は業態によって大幅な差異があると思われる。たとえば、銀行が貸付をするときに相手先の財務書類を検討し、十分な担保をとることは当然であるが、小売業者が売掛けをするときにそのようなことをすることは不可能である。石油会社が電力会社に石油を売るときに、必要な量を供給しておき、後に価格の協議をすることは通常行われているが、不動産会社が不動産を売るときに価格をきめないで、後にこれを協議するようなことは余程特別の事情がないかぎり許されない

であろう。

また、一般的にいつて、事業の危険性と利益の大きさは相伴うものであるが（経済のバブル時期に、証券会社では、ハイリスク・ハイリターンなどという宣伝文句が使われたが、結局はリスクの方がリターンより大きかったように思うが）、どの程度まで取締役が利益とのかね合いで危険を冒すことが許されるかという経営についての裁量の幅の問題がある。これをあまり厳格にすると取締役は結局現状維持に甘んじるということになってしまふという弊害が生ずる（現状維持で、いわゆるジリ貧になった場合には法的責任が問われることはあまりないであろうが、経営者として法的責任さえ免れていればよいというわけではない）。

四 第一の類型に属する判例としては「山崎製パン事件」（東京地判昭五六・三・二六判例時報一〇一五号二七頁）がある。事案の概要は、次のとおりである。

X会社（山崎製パン株式会社）は、千葉県市川市で設立され関東一円を市場としてパン等の製造販売を業としており、Yは創業以来代表取締役として徹底的なワンマン的体制をとり、自己の意思で業務の決定、執行をし、昭和三七年の上場後もしばらくは取締役会は全く開催されなかった。その後、社外から役員を迎えるようになってからは、取締役会が開催されるようにはなったが、取締役会はYの意思に左右されることが多く、また、公私混同の傾向が強かった。そしてYは、昭和三八年X会社の株主総会の認許（昭和五六年改正前商法二六四条による）を受けることなく、X会社と競業関係にある千葉県のA会社のほとんど全部の株式（三二万株中二八万八千株を自己と妻子とで保有し、三万二千株をX会社で取得）をX会社から自己への融資資金により買収し、自らはA会社の取締役とはならなかったが代表取締役ですら名目的な存在とし、事実上の主宰者としてその経営を行い、独断でX会社の所管する販売店五〇八店をA会社に移

管させ、X会社からA会社へ無担保で多額の融資・債務保証をするなどして、X会社の市場を侵奪した⁽⁵⁾。またYは、X会社がすでに市場調査するなどして進出を予定していた関西地区において、株主総会で認許を受けることなく昭和四一年自らほとんど全額を出資して(九万株のうち八万九二〇〇株)競業会社B社を設立し(その工場用地の取得については、B会社設立前であったことからX会社名義で売買契約を締結している)、その代表取締役として経営を行ったが、その運転資金はX会社から借りるかX会社の保証で金融機関等から借り入れ、従業員もすべてX会社からの出向者でまかない、ブランド、製造技術、包装等もすべてX会社のもを使用し、また、B会社に設置された主要機械は、X会社用のものでして米国の会社に発注したものをYの独断でB会社向けに変更し、X会社からB会社への従業員の出向に当ってはY自らX会社のナショナルベーカーリー発展への政策の一つであると説明し、新聞紙上でもB会社があたかもX会社の一部門ないし関連企業として操業を開始したかのごとく広告するなどし、その結果X会社が関西地区に進出する機会を奪ったのである⁽⁶⁾。

そこでX会社の監査役が会社を代表してYに対し競業禁止義務等に違反するものとして、損害賠償としてYがこれにより得た利益と同額を請求し、それと択一的に委任義務違反としてY及びその妻子が所有する競業会社発行の株券の引渡しを請求したが、前者も認められるものの、直接的かつ根本的な救済であるとして後者が認められたものである。

本件は、他の者を自己の傀儡として代表取締役の地位につかせ、自己が事実上の主宰者として経営を行っているという事情があったが、この場合にも商法二六四条の第三者のための取引をしたという規制に触れるものとし、また、「営業ノ部類ニ属スル取引」とは、会社の実際に行っている営業と市場が競合し利益衝突の可能性のある取引であると解されているが、本件では現実に市場が競合していなくても、会社がその市場への進出を決意し、市場調査をし、土地

の買収等の準備行為を行っている場合にはこれに該当するとしている。

以上のような特殊な事情がある事案であるが、昭和五六年改正前の商法二六六条一項三号の規定により、当該取締役が会社に対し損害賠償の責任を負うことは明らかである（この規定は、過失責任と解されているが、本件では過失どころか故意がある）。したがって、このような事案では、会社において監査役の機能が正常に働いていれば、本件と同様に、株主からの訴えを待つまでもなく、監査役が訴えを提起することになると思われる。

なお、前述のように、本件では、X会社において取締役会がその機能を失い代表取締役がすべての業務執行を決定し、執行していたことは、上場会社としてはきわめて異常ではあるが、取締役会は代表取締役に適法な業務執行を委任したものであるとし、Yは、A会社の株式はX会社のものとして取得すべきであり、B会社についてはX会社の一部門とするか子会社とすべきことが委任の本旨であるとして、株式払込金と引換で株券の引渡し及び配当金の返還が命ぜられた（配当金の返還は株主である参加人が申立てたものである）。Yの行為が、自己のために行ったとも、X会社のために行ったとも評価されることからこのような結論になったと考えられるが、もし、A、B会社の経営状態が悪化して、その株式の価値が減少し、株式払込金の額を下回っていたような場合には、損害賠償の方が認められたであろうし、それが原則的な結論であろう。

五 第二の類型に属する判例としては「三井鉱山事件」がある（東京地判昭六一・五・二九判例時報一一九四号三三頁、東京高判平一・七・三金融商事判例八二六号三頁、最一小判平五・九・九商事法務一三三三二号四四頁）。事案の概要は、次のとおりである。

A会社（三井鉱山株式会社）は昭和五〇年から関連会社である三井セメント株式会社を合併しようとして具体的検討

に入っていたが、そのころA会社の株式のうち約二六%を買占めていたCの反対により、合併に必要な株主総会の特別決議を得ることが危ぶまれる状況にあった。そこでA会社の代表取締役社長 Y_1 は、常務会において他の常務取締役 Y_2 ないし Y_5 の同意を得て、Cからその株式を時価より高値で買取ることとし、まずA会社の一〇〇%子会社であるB会社にC所有の一五五〇万株を一株五三〇〇円(当時の株価は三八〇円から四一八円)合計八二億一五〇〇万円で買受けさせ、数ヶ月間で三井グループ各社に時価により総額四六億六三四〇万円で売却させた。そこで、その後同社の株主となったXが、右の売却損三五億五一六〇万円の損害について Y_1 ないし Y_5 の外、一名の取締役 Y_6 に対し代表訴訟により内金として一億円を請求し、 Y_1 ないし Y_6 (Y_6 は取締役総務部長で、Cからの株式買取りを決定した常務会に出席してこれを支持する等の関与をしている)についてこれが認められたものである。

第一の問題は一〇〇%子会社が親会社の株式を取得することが商法二一〇条の自己株取得の禁止規定に触れるかどうかということであるが、この点については、一〇〇%子会社は親会社と同一体であり、同条に触れるということについては学説上は概ね異論はなかったのであるから、その結論は妥当なものである。しかも、B会社の役員はA会社の出身者で、営業方針については事前にA会社の内諾を得なければならぬという内規があるうえ、A会社においてC所有の株式をB会社に買取らせることを決定したのみならず、代金額、その支払方法及び時期、契約締結日等すべてを取り決めてCと契約していること、B会社の代表取締役はCと一切交渉していないこと、三井グループ各社への売渡しについてもA会社において決定し実行したこと等から「形式的にはB会社が右株式を取得したものであってもA会社自身が契約の当事者であるともみられるものであり、実質的に自己株式取得と同じ弊害が生じる点においてA会社が直接自己株式を取得した場合と何ら異なるところはない」と判断されたのは当然である。

なお、一般論として、自己株式の取得が商法二一〇条に定める除外事由以外にも認められるかについて、一番では、

株主が反社会的利益追求のため買占め会社の関係者に重大な損害を与える危険が高く、かつ、差し迫っているようなときには対抗策として許される場合がありうるとしたのに対し、二審、三審では無償で取得するような場合などのはかは許されないと厳格に解されている。⁽⁸⁾

第二の問題として考えられるのは、本件は、本質的には、善管注意義務違反ないし忠実義務違反の問題ではないだろうかということである。違法な自己株取得であっても、時価で取得し、それを時価で売却したが、売却時の時価が取得時の時価を下回っていて損害が出たときには取締役は賠償責任を負うであろうか。判旨は、その場合にも積極的に考えるという趣旨であろう(そうでなければ、とくに商法二二〇条違反という必要はない。しかし、本件は、当初から時価を大幅に上回る価格で買入れ、これを短期間に時価で売却することが予定されており相当額の損失が出ることを承知しながら行ったものであるから、自己株でなくても善管注意義務違反として賠償責任が負わされた事実である)。

善管注意義務違反による賠償責任ということであれば、自己株取得という違法があり、それによる損害があっても、それを上回る会社の他の利益があれば、それとの均衡で、責任を負わないということも考えられる。すなわち商法二二〇条の違反が株式売買の効力の問題や刑事罰(商法四八九条)の問題になることがあるにしても、そのことと取締役の善管注意義務ないし忠実義務の問題とは同一ではなく、このような義務は会社の運営に当って諸般の事情を比較考慮して、会社にとって最も有利と思われる方策をとることが取締役に課せられた責務であり、これを怠ったときに始めて損害賠償の責任を負うのではないかということである。もしそうだとすれば商法二二〇条の規定に違反をしても、取締役の行為を総合的に判断して結局会社の利益になっているというのであれば損害賠償の責任を負わないことにな(も)つとも、実際には二二〇条違反というのは、刑事罰で懲役刑まで科せられる違法性の強いものであるから、その違法性を上回る会社の利益というのは、容易には考えられないであろう)。

これについてYらは上告理由において次のように主張している。

「本件において、自己株式を高く買って安く売ったため会社に損害を生じさせたときは、上告人らが会社に対しかかる損害を与えたことが、上告人らの善管義務ないし忠実義務違反の行為に該当するかどうかという問題として審議されなければならないのであって、自己株式を取得したことによって損害を与えたものとして論議されるべきものではない。そして、本件において、上告人らの行為が忠実義務等に違反して会社に損害を与えたかどうかを問題とするときは、ひとり自己株式の取得価格と処分価格との差額を考慮するだけでは足りず、上告人らの行為によって会社に上告人ら主張のごとき利益が生じたかどうかをも審理しなければならないのである。」

たしかに、違法に自己株式を取得しても、その後値上りし、売却損が出なければ、取締役として損害賠償の責任を負うことはない。さらに、たとえば、自己株式はあるが、いわゆる親引株のように値上り確実な株を取得したが、後日何らかの予測不能な原因で下落してしまったような場合は、損害賠償の責任はないとも考えられる。要するに損を生じさせたのは、自己株取得のためということではなく、取得価額が適正でなかったためであると考えられるからである。

もともと、本件では、取得のときから損が出ることは予測できたという事情から、上告理由では、右の主張を次のように、これを損益相殺に結びつけているのが特徴であるが、そのため、商法二一〇条違反と善管義務違反との関係の議論がややあいまいになっている観がある。

「およそ、経営者は特定の行為により派生するであろうあらゆる将来の事象を想定し、会社の将来の利益のために右の特定の行為に出る必要があると信ずる場合には、表見的に多少の犠牲を払ってもこれを敢行すべきものであり、かかる所為こそ忠実義務を果たす所為なのであり、特定の行為の直接の結果において財産的マイナスを生じても、経

営者の右の行為は、経営判断の原則により正当として評価されるべきものである。そして、上告人らの自己株式取得により大局的に会社に莫大な利益をもたらしたのであるから、本件においては、損益相殺の理論によりこれを考慮すべきを当然としなければならない。……民法四一六条は、損害賠償の範囲につき相当因果関係の原則を規定したものとされているが、同条第二項は、損害が「特別ノ事情」によって生じた場合でも、当事者がその事情を「予見シ又ハ予見スルコトヲ得ヘカリシトキ」は、その損害をも賠償すべき旨規定している。……本件の場合において、上告人らが本件株式の売買の際予見しまたは予見し得たであろう事情によってもたらされた会社の利益は、これを損益相殺の対象たるべき利益と解すべきことになるのである。」

本件では、もともと時価より高値で取得しているという事情から、責任論の立場から主張するのは明らかに無理であり、右のような損益相殺の主張にならざるを得なかったであろう。

また、Yらは損害は株式の取得によって生じたのではなく、転売（そのこと自体は違法ではない）によって生じたのであるから、その損害は二一〇条違反によって生じたのではないという。いわゆる損害の発生についての因果関係論を主張しているのであるが、取得の時点で、取得価格と時価との差額が評価損ではあるが、すでに損失として存しているとみることができるのであるから、裁判所がこの主張を採用しなかったのは当然である（そうでなければ、たとえば、土地を理由もなく時価より著しく高く買っても売らないかぎり、損がないという結果になる）。

なお、一〇〇%子会社に生じた損害がただちに親会社の損害になるか、株式の売却損と合併による利益との相殺ができるかという問題について、前者については積極、後者については消極に解されている。

六 同様の判例として「片倉工業事件」（東京地判平三・四・一八判例時報一三九五号一四四頁）がある。事案の概要は次

のとおりである。

A 会社（片倉工業株式会社）は昭和四八年三月八日 C 会社及び D 会社（D 会社が保有する分は A 会社が依頼して C 会社から引取ってもらったものである）から、合計四〇〇万株の自己株を代金合計二億六八〇〇万円で購入し、その資金全額を D 会社及び E 会社から借り入れ、その後これに対する利息合計約五〇二万円を支払った。これを実行したのは A 会社の代表取締役社長であった Y（Y₁ ないし Y₅ はその相続人）及び常務取締役であった Y₆ である。

A 会社は昭和四八年三月一九日その自己株式を A 会社の一〇〇%子会社である B 会社（同月一四日設立）に取得価格と同額で譲り渡し、B 会社は同代金の支払に代えて A 会社の D 会社及び E 会社に対する右借入金債務を引き受け、その後 D 会社及び E 会社に右債務の利息を支払うとともに E 会社に対しては A 会社からの借入金で全額弁済し A 会社及び D 会社に対しても順次弁済した。この間、B 会社は昭和四八年一月二六日までに右 A 会社株式を取得価額より安値で売却し、約七億一八六〇万円の損害を受け、これによって A 会社が保有する B 会社株式に約一億四九七万円の評価損が生じた。

そこで A 会社の株主 X が会社を代表して A 会社の取締役 Y₁ に対して、商法二一〇条違反の自己株取得であるとして、第一次的には C 会社及び D 会社に支払った株式の取得代金及び金利合計二億七三〇二万円、第二次的には B 会社による株式の売却損及び金利等合計七億三八七一万円、第三次的には A 会社の保有する B 会社の株式の右評価損及び金利合計五〇二万円の損失があるとし、これらの損害の内金として七億三〇〇〇万円の支払いを求めたものである。

この事案について、商法二一〇条に違反する自己株取得であるとして（本件は、三井鉱山事件と異なり、自ら直接取得したものであるから、同条違反については異論はありえない）、A 会社が C 会社及び D 会社に支払った利息と A 会社が保有する B 会社株式の評価損との合計が A 会社の損害であるとして、Y₁ などにその責任が認められたものである。この損害

額については、B会社がその設立目的や事業活動の点から実質的にもA会社とは別個独立の法人格であること、B会社が株式の売却について自主的に判断している等の理由からB会社の法人格を否認すべきではないとし、その売却損はA会社の損とは認めないということで、前記三井鉱山事件とは異なる結論となった。

なお、A会社がC会社等から株式を譲り受けた際の価格は時価ではあったが、買占めにより高値に維持されていたものであり、引取りの合意成立後は価格が下落しており、Yらはこれを当然予測していたという事情があり、この点では三井鉱山事件と状況において大きな相違はないといえることができる。

この事案で法人格否認を問題とすることについては疑問がある。すなわちXは株主としてA会社が取締役に対して有する請求権を行使して訴訟をしているのであるが(それが株主の固有の権利であるとしても、会社に代位して行っているものであるとしても)、B会社と取引をした債権者が、実質的にはA会社と取引をしていたと認識していたとしてその責任をA会社に求めるためであるならともかく、A会社の立場から、自ら設立したB会社の人格を否認するということはいかかなものであろうか。一〇〇%子会社が親会社と同一体であると解するのにつねに法人格否認の法理を適用する必要はない。一〇〇%子会社の財産、利益の最終の帰属先はすべて親会社であるという理由で十分な場合がある。⁽⁹⁾しかも、判決は「本件株式の取得からB会社による第三者への売却処分までの行為は全体としてみれば、一個の計画に基づく一連の行為としてとらえることができる」ともいっているのであるから、なおさらである。

また、A会社が保有するB会社株式の評価を基礎として(それは時価とは関係がない)その評価損を損害だと考えること自体が適当とは思われないが、B会社が別の資産(といっても、A社から簿価で承継したものである)を売却して得た利益に対する課税をA社株式の売却損によって免れているためにその評価損が売却損より少なくなっているとして算定していることについても疑問がある。このような理論を前提にすれば、ある取締役が会社に一〇億円の損害を与え

でも、利益が出ている会社の場合には法人税の軽減による分を差引いた約五億円が損害だということになってしまう。⁽¹⁰⁾
税効果会計上の損失と法律の損害とは同じではない。

七 第三の類型に属する判例としては「野村証券事件」(東京地判平五・九・一六商事法務一三三三号三六頁)がある。事案の概要は、次のとおりである。

B会社(東京放送株式会社)は、平成元年四月C信託銀行株式会社との間で、期間を平成二年三月までとする特定金銭信託契約を締結して、一〇億円を信託し、これに基づきC信託会社はA会社(野村証券株式会社)に取引口座を開設して有価証券の売買を行ったが、この取引は、B会社が投資顧問会社との間で投資顧問契約を締結しておらず、A会社から情報の提供を受けてC信託会社に売買の指図をしC信託会社がA会社に売買を発注するという、いわゆる営業特金であった。ところで平成元年十二月大蔵省証券局は、証券会社による損失肩代りの新聞報道を契機として証券会社の営業姿勢の適正化等に関する通達を出したが、その内容は証券会社に対し、法令上の禁止行為である損失保証による勧誘や特別の利益の提供による勧誘はもちろんのこと、事後的な損失の補填や特別の利益提供も厳に慎むこと、特金勘定取引については原則として顧客と投資顧問業者との間に投資顧問契約が締結されたものとすることを求めるものであった。その後平成二年一月ころから株式市況が急落し、東京放送は、期間満了を待たずに取引を終了させた同年二月には約三億六〇〇〇万円の損失を蒙った。ところでB会社はA会社の大口顧客であり、A会社はその資金運用の取引を継続し、また、主幹証券会社の地位にあった。

各証券会社では、右の通達の主眼は早急に営業特金の解消を求めると理解し、株式市況が急落する状況下で顧客との関係を良好に維持しつつ営業特金の解消を進めていくためには、損失補填を行うこともやむを得ないとい

う考え方が大勢を占めるようになり、A会社では、数回にわたり、B会社と本件の営業特金の解消について交渉したが、B会社側からは、投資顧問契約を締結して特金勘定取引を継続する意思はない、当期末の決算で損失が表面化するので困っているなどという話があった。

そこでA会社の代表取締役であったY₁らは、平成二年三月末までに営業特金を可能な限り解消する必要があるが、一方、拡大しつつある損失をそのままにして営業特金を解消することになれば、顧客のA会社に対する信頼を失うおそれがあると考えて、それまでA会社に多くの利益をもたらしていた顧客に対しては、将来の利益を確保するために損失補填をすることもやむを得ないと判断し、平成二年三月一四日B会社との間でワラント債の売却及びその即時買戻しの形式をとってB会社に三億六〇一九万円の利益を与え、損失の補填をした。

なお、平成三年一月二〇日公正取引委員会は、A会社ほか三社の証券会社に対し、顧客との取引関係を維持し、又は拡大するために損失補填を行うことは、不公正な取引方法の一般指定九項(正常な商慣習に照らして不当な利益をもつて、競争者の顧客を自己と取引するように誘因することに該当し、独占禁止法一九条に違反するものとして勧告行い、四社ともこれを応諾した。そこでA会社の株主XがY₁らの善管注意義務違反・忠実義務違反、証券取引法違反、独占禁止法違反を理由として、A会社に右の補填によって生じた損害を賠償すべきことを求めたものである。

このような事案に対し、裁判所は「取締役は会社の経営に関し、善良な管理者の注意をもって忠実にその任務を果たすべきものであるが、企業の経営に関する判断は、不確かかつ流動的で複雑多様な諸要素を対象にした専門的、予測的、政策的な判断能力を必要とする総合的判断であるから、その裁量の幅はおのずと広いものとなり、取締役の経営判断が結果的に会社に損失をもたらしたとしても、それだけで取締役が必要な注意を怠ったと断定することはできない。会社は、株主総会で選任された取締役がその権限の範囲内で会社のために最良であると判断した場合には、基

本的にはその判断を尊重して結果を受容すべきであり、このように考えることによって、初めて、取締役を萎縮させることなく経営に専念させることができ、その結果、会社は利益を得ることが期待できるのである。

このような経営判断の性質に照らすと、取締役の経営判断の当否が問題となった場合、取締役であればそのときどのような経営判断をすべきであったかをまず考えたうえ、これとの対比によって実際に行われた取締役の判断の当否を決定することは相当でない。むしろ、裁判所としては、実際に行われた取締役の経営判断そのものを対象として、その前提となった事実の認識について不注意な誤りがなかったかどうか、また、その事実に基づく意思決定の過程が通常の企業人として著しく不合理なものでなかったかどうかという観点から審査を行うべきであり、その結果、前提となった事実認識に不注意な誤りがあり、又意思決定の過程が著しく不合理であったと認められる場合には、取締役の経営判断は許容される裁量の範囲を逸脱したものとなり、取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するものとなると解するのが相当である」と述べたうえで、Y₁らが本件損失補填を決定し、実施したことをもって、取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反する行為であったということとはできないとし、証券取引法違反については、平成三年の証券取引法改正前は、損失保証の実行に当たらない事後的な損失補填については、明文上これを禁止する規定は存在せず、独占禁止法違反については、公正取引委員会の措置命令の対象とはなるものの刑事罰の対象とはならず、その違法性は、行為自体を無価値なものとしなければならぬほど強いものではなく、したがって、支出額のみならず、その行為によって会社に生じた利益をも総合考慮してこれを行うのが相当であるとし、損失補填が独占禁止法に違反するものであっても、今後B会社との取引関係が継続されA会社の利益が相当に見込まれるという状況においては、損害が生じたとは認めるに足りない」と判示した。

ここで問題としているのは、可罰的な観点からの違法性の強弱である。三井鉱山事件では、商法違反、しかも刑事

罰の適用さえある行為をしているのであるから、その違法性は極めて強いのに対し、本件では、違法はあっても公正取引委員会の措置命令の対象となった点のみであるから、そのかぎりでは違法性は弱いといえる。しかし、この点のみから判断してよいであろうか。

商法二六六条一項五号の「法令」の解釈については、善管注意義務などの一般的な規定を除く個々の規定であるという説、右の一般的規定も含むという説がある。

同条は、昭和二五年改正前は、一項として「取締役が其ノ任務ヲ怠リタルトキハ其ノ取締役ハ会社ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ」と、二項として「取締役が法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シタルトキハ株主總會ノ決議ニ依リタル場合ト雖モ其ノ取締役ハ第三者ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ズ」と規定されていたが、一項と二項の性質原因は同じであると解されており、要するに二項は株主總會の決議によったときは、任務懈怠があっても会社に対しては責任を負わないものとの趣旨であるとされていた（綜合註釈大六法全書一一四頁―昭和二〇年有斐閣刊・注釈分担者梶田年、犬丸巖）。そして、二項の「法令」とは「会社ノ執行期間トシテソノ仕事ヲスル取締役ガ守ルベキ、特別ナ、具体的ナ法令（例ヘバ株式会社ノ自己株式ノ取得ニ関スル同法第一五一条、第二六一条、利益配当ニ関スル第一九五条、第二六一条、公告ニ関スル第二二〇条、第七八条、第二六二条ノ二、財産目録、貸借対照表ノ差出及ビ備付ケニ関スル第一九〇条、第一九一条、第二六二条ノ二、背任、横領ニ関スル刑法ノ規定ナド）ニカギルモノデアツテ民法商法其ノ他ニ見ラレルトコロノ、善良ナ管理者ノ注意ヲ用フベシトイフ意味ノ規定ノヤウナ、一般的、抽象的ナ規定ハコレニ入ラナイモノト解スベキモノデアル。」とする判例があった（東控判昭一五・四・一法律新聞四五七九号九頁）。

しかし、取締役に關する善管注意義務の規定と右の一項との關係は、現行の監査役に関する善管注意義務の規定と二七七条との關係と形式上は同じであり、二七七条は、監査役が複数の場合に連帯債務になることを規定したにすぎ

ず、責任原因は善管注意義務違反であると解されている(加美「新版注釈会社法(6)」四八一頁)。このことからすると、旧二六六条一項と二項の性質原因が同じであるということと二項には善管注意義務が入らないということは一見両立しないことになる。

しかし、形式上は善管注意義務に反する行為があっても、それが株主総会の決議によるものであるときは、結果として善管注意義務違反ではなくするという意味で、右の判例は正当であるといふべきである。

その後同条は昭和二五年に改正されたのであるが、同条五号は旧二六六条二項とは趣旨が異なることとなったのであるから、そこでの法令とは、法令の具体的な特別の規定のみならず、忠実義務、善管注意義務をも含むことと解する見解が有力となったが(大賜健一郎・大森忠夫「逐条改正会社法解釈」二八六頁)、当然のことであると考える。

このような経過からするとこの「法令」は、形式的あるいは実質的に取締役がその地位に基づいて会社に対して義務を負うものと規定している法令で、そこには忠実義務、善管注意義務も含むと解すべきである。そうだとすると、たとえば二一〇条のような規定は形式上は取締役の会社に対する義務というようにはなっていないが、会社の資本の維持は取締役の義務であり、その空洞化を招くようなことをすることは取締役として許されないことは明らかであるから、これに該当する。その意味では、会社法の諸規定はこの法令に当たるといってよいであろう(たとえば株主総会の招集手続が違法で、再度招集した場合―それに要した費用―もこれに当る)。特別背任が右の法令に当ることは、当然であるから、刑事上の、他の規定でもこれと同様な会社の財産を保護する規定―たとえば、窃盗、業務上横領など―もこれに入るであろう。しかし、その他の個々の法令違反は善管注意義務の中でして判断されるべきである(たとえば独占禁止法、証券取引法、税法などについては、取締役は、そのような違反をしないことが直接に会社に対する義務として負っているわけではない―個人企業経営者であっても、違反をしない義務がある)。

最近、二六六条一項は「会社財産を保護することを直接もしくは間接に目的とするような規定」であるとし、五号について、善管注意義務を介して賠償責任が発生するという見解が述べられている（「取締役の責任―座談会」中の森本滋教授の発言―民商法雑誌一〇九巻六号一五頁）。

右の座談会において他の出席者から積載量違反の運送（道路交通法五七条）をして結果的に会社に損害を与えた場合に取締役は賠償責任を負わなくてよいのかという発言があるが、右の違反によって、当該自動車の運転禁止の命令（同法七五条）を受け、あるいは運転者とともに両罰規定により会社が罰金に処せられ（同法一一八条、一二三条）、結果的に会社に損害を与えた場合であっても、運転手の退職等による不可抗力で、それをしなければ、取引先から多額の損害賠償の請求をされ、あるいはその取引先を失うおそれがあり、他の運送会社に委託することなどが不可能な場合には、処罰の対象になることはともかく、会社に対する賠償責任は負わないと解すべきである（そうでなければ、取締役が自らの立場のみを考えれば、法規さえ守っていれば、会社が蒙る損害が大になっても、会社から賠償責任を追求されることはないと考えらるであろう）。

野村証券事件について、判決は可罰的な観点からの違法性の強弱を公序良俗に結びつけて、その支出を損害とみるのか否かという判断を示しているが、右のような観点から考えれば、取引先を維持するなどの利益を総合的に判断して、そもそも取締役に賠償責任が生じないと解することができる。

このような考え方を総合すると、第二の類型として挙げた自己株取得は、むしろ第一の類型に含まるべきであり、第二の類型として考えられるのは、たとえば刑法違反の贈賄のための金銭の支出である。贈賄が禁止されているのは、いうまでもなく、会社財産を保護するためではなく、公務の公正性を保つたためのものである。贈賄は、きわめて違法性が強いものであるが、刑事上はともかく、取締役は、贈賄しないことを取締役の立場として直接に会社に対する義

務を負っているわけではなく、また、会社の財産あるいは利益を保護するために贈賄罪をおいているわけではない。また、会社のため契約を入手しようとして贈賄した者と会社の金を着服した者とが会社に対し同じ立場に立つというのも均衡を欠く（世間からの非難は別である。それは前者の方に対して強いかもしれない。また、そのような非難により信用失墜の結果、損害が生じれば、その賠償責任の問題が生ずるであろうが、それは別の問題である。この問題は、自分のポケットマネーを使っても生じる）。

そうだとすると、このようなものは、善管注意義務の内容として判断されるべきものであると考えられ（もつとも、このような強い違法性を上回る会社の利益というのが通常はありえないと思われるが）、結局、第二と第三の類型を区別する必要はなくなり、善管注意義務の中で違法性の強弱を考えることになる。

八 第四の類型に属する判例としては、取締役の責任を否定したものとして「福岡県魚市場事件」（福岡高判昭五五・一

〇・八判例時報一〇一二号一一七頁）がある。事案の概要は次のとおりである。

X会社（福岡県魚市場株式会社）の子会社であるA水産会社は、もっぱらX会社の荷揚げを増大させるために設立されたもので、X会社はA会社の株式の過半数を持つのみでなく、資金、人事面を通じてA会社の実権を掌握していたのであるが、昭和三七年四月ころX会社はA会社の資金繰りが逼迫しているとの情報を得てただちに調査を開始したところ、A会社は融通手形を乱発して破産に瀕する経営状態であることが判明した。ところでX会社の専務取締役として実質的に会社業務の執行に関与していたBは、代表取締役社長であったYからX名義の手形行為一切の権限を与えられていたのであるが、A会社に対する管理、監督を強めるとともにその対応策を立案することとし、同年七月ころ、その対応策として、A会社に対する援助を直ちに打ち切り、A会社を他社に身売りするなどして自社の投、融資

分を幾らかでも回収し、蒙るべき損害を極力おさえるという消極案と、それに対して、同年九月以降に到来する盛漁期まで会社運営のためのつなぎ資金を融資し、豊漁によって一気に経営の好転を計ろうとする積極案の二案をとりまとめた。当時は全般的に不漁の時期でもあり、しかもA会社の漁法が旋網漁業という投機性の強いものであったので、積極策に出ることはかなり危険をとまなうものであったが、X会社としてはすでにA会社に多額の融資をしており、それに見合う物的担保を確保しうるような状況でもなかったため、消極策をとってただちにA会社を破産に至らせた場合の膨大な損失をおそれ、また営業部門では強気の意見が多数を占めていたことも参酌し、A会社に対する管理を強化するとともに、残った船舶や動産などの担保もできるかぎり微する方針のもとに積極策を採択し、同年八月二十五日までにX会社名義の約束手形六〇通（額面総額六六三〇万円）を交付した。しかるにA会社は市中の高利貸から千数百万円に及ぶ金融を得ていたことが発覚したこともあって、盛漁期の到来をまたず同年九月四日には事実上倒産し、X会社はA会社に融通した手形全金額の支払を余儀なくされ、最終的にA会社から返済を受けた金額は僅かに二
三九万九五〇〇円にすぎなかったというものである。⁽¹¹⁾

このような事案について裁判所は「親会社の取締役が新たな融資を与えることなくそのまま推移すれば倒産必至の経営不振に陥った子会社に、危険ではあるが事業の好転を期待できるとして新たな融資を継続した場合において、たとえ会社再建が失敗に終りその結果融資を与えた大部分の債権を回収できなかったとしても、右取締役の行為が親会社の利益を計るために出たものであり、かつ、融資の継続か打切かを決断するに当り企業人としての合理的な選択の範囲を外れたものでないかぎり、これをもって直ちに忠実義務に違反するものとはいえないと解すべきである」とし経営判断の甘さを指摘される余地があるにしても、本件は企業人としてそれなりの合理的選択の範囲を外れたものは認め難く、Bについても、Yについても責任がないとした。

たしかに判示のように、本件は積極策と消極策のいずれ選択するのが適切かは、その当時としては容易に決し難いところであり、結局は取締役の裁量に委ねられるであろうことは、そのとおりである。

しかし、A会社の株式の過半数を持ち資金、人事面を通じて経営の実権を掌握しながら、A会社が融通手形を乱発し破産に瀕する状態になっていることを直前まで知らなかったこと、高利貸から多額の金融を受けていることを知らなかったことなどを総合すると、YにはX会社の代表取締役として、善管注意義務を尽していたといえるかどうか、きわめて疑問である(判決上からは、当事者から右の点についての主張がなされた形跡はうかがえない。したがって裁判所の判断も示されていないのであるからこの点について論評することは適当ではないが)。

豊漁に遭遇して一気に経営の好転を計るといふのは、きわめて投機的な判断ではあるが、漁業という事業の性質がもともとそのようなものであるということであろうか。

九 次に取締役の責任を肯定したものとしては「日本サンライズ事件」(東地判平五・九・二一資料版商事法務二一五号一四七頁)がある。事案の概要は次のとおりである。

A会社(株式会社日本サンライズ)は旧商号を株式会社日本メリヤス会館といい、昭和二四年にメリヤス業界の関係者によって設立され、東京都内に一八六平方メートルの土地に七階建のビル一棟を有するのみで、その賃貸を唯一の営業としていた。そして昭和六一年に旧建物を取り壊して新築したのであるが、そのため約二億円を借り入れ一六年で返済することとなっていた。しかし、昭和六二年度決算では売上総利益(賃貸収入)が四四八〇万円、営業利益が一三二二万円、経常損失が二六四万円となっており、そのままでは右借入金元金の返済に窮する状況となっていた。そこで、A会社では昭和六三年に株主総会を開催して従来の目的であった不動産の賃貸、管理のほかには有価証券の売買を

目的に加える定款変更を行ったが、その変更には僅か先立って代表取締役であるY₁はB証券会社の系列である投資顧問会社との間で投資一任契約を締結し、投資資金全額を不動産を担保に借入れにより調達して株式投資を開始した。その後Y₁はB証券会社に信用取引口座を開設して、取引を開始した。そして、当初の借入額は二億円であったが、平成二年度には四億二八一四万円まで拡大した。

右の株式投資により、昭和六三年度には二三二六万円、平成元年度には七三八九万円の利益を計上したが平成二年一月に株価が暴落し、それに加えて過大な信用取引、過度の集中投資、仕手株への投資等の問題があったことも重なり、投資金額の約七〇%に及ぶ損失を蒙り、A会社の株主が代表訴訟を提起し、Y₁のほか取締役Y₂、Y₃に損害賠償の請求をしたものである。

これについて裁判所はY₁らに取締役として善管注意義務に反したとの判断を示した。すなわち、新築建物の建築費の支払、旧建物の賃借人に対する立退料の支払、新築建物に再入居させなかった旧建物の賃借人らに対する債務不履行に基づく損害賠償の支払等のため借入金がかさみ、賃料収入ではその返済が困難な状況にあったため、これを打開すべく株式投資を行ったとのY₁らの主張に対し、裁判所は、建築費のための借入金は元金均等払いであるから、将来にわたって利息の返済が減少して行くことが予想され、また当時は空室があったがこれが満室となったり、更新時に賃料を増額したり、さらには経費節減や借入金の返済期間の繰延べ等の努力によって、賃料収入によって既存債務を返済していくことが可能であったのみならず、昭和六三年度および平成元年度には株式投資により合計約一億円の利益が出たにもかかわらず、その利益を既存の借入金債務の元本の返済に充てることなく、専ら再投資に回したり、平成元年度には取締役の報酬を四八六万円ほど増やしていることなどを考えると既存借入金債務の返済資金を捻出するためのみに株式投資を開始したのではなく、その必要性があったとは認められないとし、さらに、投資利益を上げ

られない場合には借入金の返済が不可能となり経営が危機的状況に陥る可能性を当然予測し得たにもかかわらず、昭和六三年当時の株式市場の好況に惑わされ、株価下落の可能性を軽視し、専門家である投資顧問業者を軽信して多額の借入をし、本業存続を危くするほどの損失を生じさせた点でY₁らに責任があるものと認められた。⁽¹²⁾

要するに、Y₁らの責任は、会社の規模等からみて、新規事業であるのに過大な借入れにより、しかも危険性の大きい株式投資をして多額の損失により、会社存亡の危機に陥れたということである。

判決は、株式投資を開始したことにも必要性がなかったと述べているが、Y₁らが、賃料による収入では、借入金の返済が困難であり、当時の経済状況のもとで株式投資によって返済すると考えたことは、経営者の裁量の範囲内のことであり、また、定款変更をしたうえでこれを行っているのであるから株式投資自体を善管義務違反ということとはできないであろう（裁判所もそこまでは言っていない）。

そうすると、過大投資とはどの時点からのものがそのようなものとされるのであろうか。判決は「日本サンライズが株式投資を行っていた約三年の間に、利益も損失も生じたが、結局投資資金を回収できなかった分が借入金債務として残存したものと推認される。」として、その残高と過去の支払利息が損害であると認定しており、結局は、時点を限定していないが、当初の投資額が二億円であるから、当初から過大投資で過失があるとしたのであろうか。

この事件を魚市場事件と比較してみると、同事件では、子会社を救済するか、倒産させるかという選択はあったにしてもそれ以外の選択はなく、救済すること自体本業と密接な関連があり、漁業に対する経験もあったと思われるのに対し、サンライズ事件では、株式投資をしなければならぬという必然性はなく、不動産賃貸業とは、きわめて異質な危険性の高い、しかも経験のとほしい株式投資という事業であったこと⁽¹³⁾、また魚市場事件では、親会社の存続が危機に瀕するほどの救済をしたわけではないのに対し、サンライズ事件では、会社が破綻状態に陥るほどの投資をし

たことが異なるので、⁽¹⁴⁾判旨は、いずれも妥当であると思われる。

しかし魚市場事件について、前述のように子会社の状況が事実上破産状態になるまで放置しておいたという点で問題があるし、サンライズ事件については、当時の一般の経済人の認識ないしは将来の予測を考えれば、いささか厳しい判決であつたという感じもある(当時は、ほとんどすべての金融機関が高株価、地価高騰を前提として多額の貸出しをしてきた状況が想起される)。また、経験の差はあるにしても、盛漁期に魚が来るのをあてにして一挙に挽回しようという発想と、当時の経済状況のもとで株式投資によって利益を上げようとする発想との間に(投資の規模は別として)、どれほど差異があるのであろうか。

一〇 単純な善管注意義務違反による取締役の賠償責任の有無については、既存の判例の比較によってその基準を見つけることはきわめて困難であり、アメリカ会社法における経営判断の法則を参考として手続的な適正性(会社との利害関係、情報収集など)が満たされていれば責任を問わないという立法的な解決が必要であると考える。

注

(1) 平成五年の商法改正では、手数料に関する改正のほか、株主が訴訟費用以外の費用——たとえば、調査費用、鑑定費用などを、支出したときは、そのうちの相当額を会社に請求できるとしている。

(2) 株主代表訴訟における手続的な問題としては、会社が被告となった取締役の側に参加できるのかどうか(これについては吉野正三郎「株主代表訴訟における会社の訴訟参加」商事法務一三五七号一二頁、同一三五八号一六頁が詳細である)。原告たる株主が被告と和解できるのかどうか(これについては前田雅弘「株主代表訴訟と和解」法学論叢一三四巻五・六号二四七頁。なお後述の日本サンライズ事件では東京高裁で和解している。その内容については商事法務一三五四号一三四頁)、悪意の抗弁による担保の提供、

権利乱用の抗弁などの問題がある。

(3) 専門的な知識を必要とする争訟は他に特許事件、医療過失事件などもあるが、いずれも一局面の問題である。このような事件も、それなりの難しさはあろうが、ある方策が経営全般の現状と将来の予測からみて適切であったかどうかというような、広範囲な判断を要する問題とは異なる。

(4) この類型として後述する山崎製パン事件は監査役から訴えが提起されたものである。ただし、同事件では一株主が訴訟に参加しているが、判決からは、その株主から監査役に対して訴えの請求があったかどうかは不明である。

(5) その後昭和四八年にA会社はX会社に合併された。

(6) その後昭和四六年にB会社は株式会社山崎製パン福岡工場に合併され、株式会社関西ヤマザキと商号変更された。

(7) これ以外に被告らから本案前の抗弁として株主権の乱用の主張がされたが、原告はA会社に対して金銭的要求は行っていないこと等から、売名を目的として訴えを提起した疑いは残るものの、権利の乱用とはいえないとして被告らの主張は採用されなかった。

(8) 私は、二一〇条の解釈としては、基本的に二審、三審の見解に賛成するが、一審で例示しているような場合には、取締役が会社に対し賠償責任を負わないことがあると考える余地があると思われる。

(9) 親会社と一〇〇%子会社の取引について取締役が兼務していても、利害が反せず、自己取引、競業取引に関する二六四条、二六五条の規制を受けないと解されているが、これは両社が実質的の同一体であることに基づくものであって、子会社が形骸化していることを前提とするいわゆる法人格否認の法理を適用しているわけではない。

(10) 本件の評価額については、判決からはその計算について正確には分からないので、筆者の誤解があるかも知れない。

(11) この事件は、株主代表訴訟ではなくX会社代表取締役からYに対して訴訟が起されたものである。これは、昭和四九年改正前の商法二六一条ノニの規定により、取締役に対し訴えを起すには取締役会又は株主総会で定めた者が行うことになっていていたことによるものである。

(12) 新規事業について、慎重であるべきであるというのは、結局経験不足のためである。本件では投資開始後二年間ほどは利益をあげているのであるが、その間に多少の経験はしたと考えられる。しかし、株式投資のようなものは十分な経験によっても、確実性が少ないという性質のものであろう。そうだとすると、新規事業だとか、そうでないということが、どの程度の考慮されるべきであろうか。

(13) 本事件については、河内隆史・判例タイムス八四三号四六頁の判例評釈がある。そこでも、株式投資については通常の事業以上に危険性が伴うことが指摘されている。

(14) 小規模の失敗であっても、判断に誤りがあれば、それなりに責任問題が生ずる。そうでなければ、大会社の場合には数百億の損失を出しても問題にならなくなってしまう。もっとも、当然のことながら、判決は破綻状態になるほどの投資をしたことについて責任があるといっているものであり、破綻状態にしなければ責任がないといっているわけではない。

(追注記) 片倉工業事件については、原、被告とも東京高裁に控訴したが、平成六年八月二十九日いずれも棄却するとの判決があった(資料版商事法務一二六号一五〇頁)。